

厚労省認定による「医療安全管理者」について

本資格は医療安全管理業務を含みます。

(概要) 厚生労働省の診療報酬改定による「医療安全対策」として診療報酬申請に加算する際に、加算の対象となる2018年度の研修教科内容(年間40時間以上)を履修した医療安全管理者の配置を義務付けています。その研修内容の指定に従った研修会を以下に開催します。本資格の有効期限はなく、資格取得者は自主的に学習を継続することが必要です。

(対象者) 厚生労働省通知にいう「専従/専任の医療安全管理者」で、医師、看護師または薬剤師などの医療有資格者であり、事務職員は含まれない。

(専従の医療安全管理者) 医療安全管理業務のみに特化する。

(専任の医療安全管理者) 主に医療安全管理業務に従事し、他の業務との兼任が可能。

(受講科目) a)+c)またはb)+c)の組み合わせです。

(科目名)	(授業形式)	(実施日数)	認定試験の有無	備考
医療安全基礎講座 a)	講義	連続する3日間	無	
医療安全教育セミナー(実践編) b)	講義	連続する3日間	無	「夏季セミナー」や「上級編」という名称でも実施しました。
医療安全教育セミナー c) (事故原因分析編: ヒューマンファクターとリスクアセスメント)	講義/実習	連続する3日間	無	「冬期セミナー」という名称でも実施しました。

- ・全科目を国際医療リスクマネジメント学会が主催し、日本医療安全推進学会は後援団体。
- ・厚労省の医療安全対策加算申請のための必須受講科目は、a)+c)またはb)+c)の組み合わせです。
- ・加算申請の際には研修会のプログラムと受講証を添えて、所管の厚生局へ届け出る。

以上